



北海道大学における今夏の節電対策について

概要：国の「エネルギー・環境会議」からの北海道電力管内の需要家に対する節電要請を踏まえ、北海道大学では下記のとおり、今夏の節電により積極的に取り組みます。

本学では、平成20年札幌で開催された「G8大学サミット」において「札幌サステイナビリティ宣言」が採択されたことを契機として、環境負荷「見える化」モデルプロジェクト等さまざまな省エネ活動を推進して参りました。また、昨年度はホームページでの電力使用状況の見える化や夏季・冬季における節電対策に取り組み、夏・冬の電気使用量の削減に効果を上げています。今夏の節電についても、本学として、昨年の節電対策に関する学内アンケート調査結果を踏まえ、より積極的に取り組むことといたしました。

具体的には、本年7月より9月までの使用最大電力を、札幌キャンパスの場合平成22年度比▲8%（18,500kW）以下、函館キャンパスの場合平成22年度比▲10%（530kW）以下に抑えることを目標としました。この目標は、国からの要請に応えた値（平成22年比▲7%）以上です。

札幌キャンパスの場合、これを達成するためには、大学病院を除く一般施設で平成22年度比▲14%以上の削減が必要となります。

具体的な節電対策の内容・対象：節電対象は大学病院を除く一般施設です。具体的な節電対策として、本学の電力需要の傾向や調査結果を踏まえ、負荷のピーク時間帯（午前11時～午後6時）の空調設備、照明設備の節電を徹底して行うこととしています。学内には「節電の手法」（別紙）を提示し、具体的な節電の啓発を行っています。

また、目標とした使用最大電力を超えないようにするため、ホームページ上で電力使用状況の見える化（札幌キャンパス）を実施しており、使用最大電力が上限とした目標を超えると判断された段階で、本学サステイナブルキャンパス推進本部から各部局等の省エネ担当者へ警報メールを発信します。各部局等の省エネ担当者は警報を受信した場合、部局内の教職員に対して周知するとともに省エネパトロールを行い、「節電の手法」が確実に実施されているか確認します。

国・北海道電力より「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合、必要最小限の実験用、機器保守用以外の空調の停止および非常用照明以外の消灯を行うなど、平時の節電対策に加えて追加の節電対策を行うこととしています。

なお、現在、計画停電（2時間程度）の要請が出された場合を想定した対応について検討を進めています。

期間：平成24年7月2日（月）～9月28日（金）

自家用発電機設備の運転について：北海道電力からの要請により、6月21日から新たに夏季操業調整契約（自家発対応型）を結び、本学の自家用発電設備（2,000kW）を平日午前9時から午後6時までの9時間、継続的に運転します（10月31日まで）。この運転により、北海道電力からの受電を抑制し、北海道における電力の安定供給に協力しています。

お問い合わせ先

北海道大学サステイナブルキャンパス推進本部(担当;横山)

TEL: 011-706-3660 FAX :011-706-4884 E-mail: osc@osc.hokudai.ac.jp

(1) 平時における具体的な節電手法

空調設備・冷蔵・冷凍設備の節電の徹底

①空調の冷房設定温度は28℃を徹底する

注) サーバー室等一定室温で運用している部屋や室温を2℃程低めに設定した部屋を適宜設け「涼しいオアシス」として活用し、暑さに弱い方々への配慮を工夫する。

②冷房使用時は窓・扉を閉め、日差しが強い時はブラインド等を降ろす

③使用していない部屋の空調は止める

④エアコンのフィルターを月に1, 2度清掃する

⑤ピーク時間帯は電気ポットやコーヒーメーカーの使用は極力控える

⑥ピーク時間帯は冷蔵庫の使用を極力控える

注) 夜間に製氷、保冷剤を冷却し、電源を切った場合の庫内温度の上昇を抑える

照明やパソコンの節電

⑦廊下、事務室は間引き点灯にする(1/2に間引き)

⑧人のいない部屋や講義室、トイレの照明は必ず消す

⑨昼休みや席を離れるときは必ず消灯する

⑩パソコンのディスプレイの照度を落とし、省電力モードを活用する

バッテリー駆動ラップトップ型パソコンの使用を奨励する(バッテリーは夜間に充電)

⑪未使用のOA機器はプラグを抜いて待機電力を削減する

実験や作業をピーク時間帯(11:00~18:00)以外に実施する等運用による節電

⑫実験用ガスの液化等、ピーク時間帯を外して実施できるものをリストアップして実施する

⑬エレベーターについて使用頻度も考慮し、削減可能な台数をリストアップして実施する

⑭構内に設置された自動販売機(約190台)について省エネモード設定を徹底する

(2) 北海道電力より緊急節電要請が出された場合、平時に加えて追加して行う緊急対策

①実験用、機器保守用以外の空調の停止(扇風機も停止)および非常用照明以外の照明の消灯

②常時稼働を必要とするパソコンを除き、バッテリー駆動以外のパソコン利用を控える

③衛生管理上停止不可能なものを除き、構内の自販機を停止する

以上の緊急節電対策を追加する。